

## 【第2号議案】

### 令和元年度 事業計画（案）

#### 1 非常通信訓練等の実施

非常通報の取扱いの習熟及び通報の迅速かつ正確な伝達など、非常災害時における通信の円滑な実施の確保を図るため、大規模災害等を想定した、より実践的な非常通信訓練を実施します。

- (1) 全国非常通信訓練（主催：中央非常通信協議会）
- (2) 北海道地方非常通信訓練（主催：地方非常通信協議会）
- (3) その他（地方自治体及び各団体等が主催する防災訓練への協力）

#### 2 非常通信体制の総点検の実施

非常災害時における通信・放送の確保を図るため、構成員の保有する無線局及び有線設備の運用管理体制等について、総点検を実施します。

なお、総点検の点検項目として新たに衛星携帯電話及び非常電源設備の設置状況等について追加することといたします。

#### 3 継続的な非常通信協議会の活動強化

平成24年度から、非常通信協議会活動の見直しとして以下の事項を進めており、令和元年度において次の事項を取り組みます。

- (1) 非常通信ルートの見直し  
非常通信ルートをより実効的なものとするため、非常通信ルートの見直し作業を、経常的に実施いたします。
- (2) 非常通信対応マニュアルの作成
  - ①非常通信マニュアルが未作成の市町村については、引き続き作成を進めます。
  - ②非常通信マニュアルを整備している市町村について、最新の状況となるよう経常的に見直しを実施します。

#### 4 非常通信に関する周知・啓発活動

- (1) 災害時の情報伝達等に関するセミナー等の開催  
防災意識の向上と災害対策に役立てることを目的に、災害時の情報伝達等に関するセミナー等を開催します。
- (2) 電子メール及び専用ホームページ等による情報提供  
協議会の各種活動や非常通信に係る情報等について、電子メール及び専用ホームページを活用し、構成員等へ周知・情報提供を行います。
- (3) その他  
当協議会の活動に関連する行事等について、共催、後援等の依頼があった場合は、検討の上、協力等を行います。

#### 5 北海道地方非常通信協議会への加入促進

防災関係業務に携わる機関又は団体に対して、加入促進を図ります。

## **6 会議の開催**

総会を事業年度中に1回、幹事会を事業年度中に1回以上、開催するとともに、要請会議を必要に応じて開催します。

なお、幹事会については、必要に応じ、電子メールによる会議を開催します。

## **7 功績者の表彰**

北海道地方非常通信協議会会則第15条に基づき、非常通信の実施等において特に功績があった個人又は団体に対し、表彰を行います。

## **8 非常通信必携（北海道地方版）の更新**

非常通信の円滑な実施に資するために、地方通信ルートや関係規程類などを取りまとめた非常通信必携について、必要に応じ内容を更新します。

## **9 その他**

中央非常通信協議会からの依頼に基づき、構成員に対する周知、調査などを行います。

以 上